

贈与税の申告書作成方法（入力例）

《確定申告書等作成コーナーより以下の3stepで申告出来ます！！》

1 金額等を入力！ 自動計算

画面の案内に沿って入力するだけで簡単作成・送信♪

2 判定！

自動判定

添付書類や特例の適用要件のチェックも可能♪

3 送信！

自宅から

贈与税の申告はご自宅のパソコンで♪
※スマートフォンでは作成できません。

税務署への持参



不要

印刷・郵送代



不要

確定申告期間の利用可能時間



24時間いつでも

e-Taxでは、添付書類をイメージデータ（PDF形式）により提出することができます。※一部例外あり

このマニュアルの入力例は「親族（父親）から現金の贈与を受けた場合」に、贈与税の申告書をご自宅のパソコンから作成し、送信する方法についてご案内します（利用者識別番号をお持ちの方が、初めてマイナンバーカード方式（スマートフォンを使用して本人確認）で申告する場合の入力例です。）。 ※ 暦年課税（特例税率）を適用する場合の事例です。

1 申告書作成準備

1-1 作成コーナーにアクセス



<http://www.keisan.nta.go.jp>

作成コーナー

ご自宅のパソコンから、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」にアクセスします。

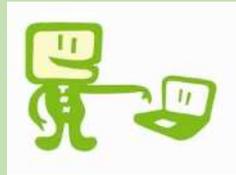
1-3 税務署への提出方法の選択



「スマートフォンを使用してe-Tax」をクリック

マイナンバーカードをお持ちの方で、スマートフォンを使用して提出する場合は、「スマートフォンを使用してe-Tax」のボタンをクリックします。
なお、マイナンバーカードをお持ちでない方のうち、税務署で発行されたIDとパスワードをお持ちの場合は、「ID・パスワード方式でe-Tax」をクリックすることで申告書を作成・送信することができます（以下はスマートフォンを使用してe-Taxで申告する場合の説明です）。

1-2 作成コーナーより作成を始める



「作成開始」をクリックし、贈与税の申告書の作成を開始します。

1-4 作成する申告書を選択



「贈与税」のボタンをクリック

2 マイナンバーカード方式の利用開始と本人確認

2-1 推奨環境の確認

マイナンバーカードとスマートフォンをご用意ください。

利用規約を確認し、「利用規約に同意して次へ」をクリック

2-2 スマートフォンでQRコードの読み取り

マイナポータルアプリのQRコード読み取り機能を使って、パソコンの画面に表示されたQRコードをスマートフォンで読み取ります。
※ 事前にスマートフォン（マイナンバーカード読み取り対応）にマイナポータルアプリをインストールしておく必要があります。
QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

「次へ」をクリック

2-3 マイナンバーカード方式の利用開始

「利用者識別番号・暗証番号をお持ちの方はこちら」をクリック

注意事項

- 初めてマイナンバーカード方式で申告を行う方は、利用者識別番号又は暗証番号が分からない場合、マイナンバーカード方式による申告を行うことができません。
- 利用者識別番号をお持ちでない場合（e-Taxを初めてご利用になる場合）は「初めてe-Taxをご利用される方はこちら」をクリックし、利用者識別番号を新規取得の上、申告書の作成にお進みください。

利用者識別番号・暗証番号をお持ちの方はこちら

利用者識別番号と暗証番号を入力し、「マイナンバーカード情報の確認へ」をクリック

マイナンバーカード情報の確認へ

「マイナンバーカードから読み取る」を選択し、「スマートフォンで読み取り」をクリック

マイナポータルアプリよりスマートフォンでQRコードを読み取り、「更新」をクリック

表示内容に誤りがないことを確認し、「次へ」をクリック

マイナンバーカードによる本人確認

「スマートフォンで読み取り」をクリック

「スマートフォンで読み取り」をクリック

スマートフォンでマイナンバーカードを読み取る

マイナポータルアプリ起動後、署名用電子証明書のパスワード（6～16桁の英数字）を入力した上で、マイナンバーカードを読み取ります。

「次へ」をクリック

「次へ」をクリック

表示内容を確認し、「申告書等を作成する」をクリック

次頁（3-1）にお進みください。

参考：マイナンバーカードによる本人確認

令和5年1月から、初めてマイナンバーカード方式を利用される方を対象にマイナンバーカードの署名用電子証明書（6～16桁のパスワード）を使って「本人確認」を行う機能が導入されました。

これまで、e-Taxへ申告等データを送信する場合、送信の都度、申告等データに対しマイナンバーカード等の電子署名を付与する必要がありましたが、事前に「本人確認」を行っていただくことで、申告等データに対し電子署名が不要になります。

3 贈与税申告書の作成

3-1 申告書の作成開始

作成開始

贈与を受けた財産の評価を済ませた後に申告書の作成を開始してください。贈与を受けた財産の評価が済みでない方又は評価方法が不明な方は、あらかじめ贈与税の申告を一度行ってください。

贈与税申告書作成開始

「贈与税申告書作成開始」をクリック

取得財産の入力

下のボタンの中から該当するものをクリックして、画面の制約内での入力を選択してください。入力が終わった項目については入力結果表が保持されます。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終わった時点で、他の項目を選択して入力することができます。

取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与 (標準控除額 1.10万円)

「一般の贈与」をクリック

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産

参考：贈与を受けた財産の種類、所在地

【参考1】 贈与を受けた財産の種類等の例

種類	細目	利用区分 銘柄・名称等
土地（路線価地域） 土地（標準地域）	宅地	自用宅、貸宅地、貸家建付地、借地権、居住建物 [®] の敷地の用に供される土地などの別
	田、畑	自用宅、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別
	山林	普通山林、保安林の別
	その他の土地	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別
家屋	家屋、構築物	家屋については自用家屋、貸家、居住建物 [®] の別 構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別
現金、預貯金等	現金、預貯金等	現金、住宅取得資金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定期積金、金銭信託などの別
有価証券	上場株式等、株式等（配当還元方式）、株式等（その他の方式）、公債・社債、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券	その銘柄

※ 「居住建物」とは、配偶者居住権の目的となっている建物をいいます。

【参考2】 贈与を受けた財産の所在地の入力内容

贈与を受けた財産	財産の所在地
現金	贈与者（財産をあげた方）の住所
預貯金等	預金、貯金、金銭信託については預入先店舗などの所在地と名称
有価証券	発行人の所在地と名称（公債及び上場有価証券で保護預り、保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券会社などの所在地と名称）
生命保険金	支払保険会社の所在地と名称

3-2 贈与者の入力

一般の贈与がある方への入力(贈与者情報の入力)

贈与者(財産をあげた方)について入力してください。

(1) 贈与者の氏名 フリガナ
(2) 贈与者の氏名 漢字
(3) 贈与者の性別
(4) 贈与者の生年月日
(5) 贈与者の住所

贈与者の氏名などを
入力し「次へ」をクリック

入力内容を確認後「次へ」をクリック

3-4 入力内容の確認

取得財産の入力(一般の贈与)

贈与者名: 国税 太郎

入力内容を確認してください。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与と財産の入力結果表

取得した財産の種類 細目 名称	財産を取得した年月日 取得の価額	修正ボタン	削除ボタン
現金 預貯金等 現金 預貯金等	令和4年 11月 3日 5,000,000円	修正	削除

一般の贈与(標準控除)の財産を追加する

入力内容を確認後「次へ」をクリック

3-3 取得財産の入力

一般の贈与がある方への入力(取得財産の入力)

1 財産を取得した日、種類等を入力してください。

(1) 財産を取得した日
(2) 贈与を受けた財産の種類
(3) 贈与を受けた財産の細目
(4) 贈与を受けた財産の利用区分(控除額、名称等)
(5) 財産の所在地

贈与を受けた財産の情報を入力
※ 財産の種類や所在地などについては、【参考：贈与を受けた財産の種類、所在地】を参照

同じ贈与者から、他に贈与を受けた財産がある場合は、「財産の追加」をクリックし、同様に取得財産を入力

贈与を受けた財産の価額を入力

入力内容を確認後「次へ」をクリック

裏面にお進みください。

取得財産の入力

入力内容を確認してください。
住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終わった時点で、他の項目を選択して入力することができます。取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与の入力結果表

No	贈与者	財産区分 年月日	取得した財産の種類 財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	国税 太郎 特別 贈与財産	令和4年 11月 3日	現金、預貯金等 5,000,000円	修正	削除
2					
3					

他の贈与者から贈与を受けた財産がある場合は、「贈与者を追加する」をクリックし、同様に入力

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産

入力内容を確認後「次へ」をクリック

裏面にお進みください。

